

令和4年4月28日

保護者のみなさま

茨木市教育委員会  
教育長 岡田 祐一

## 茨木市小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインについて

晩春の候、みなさまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市教育活動全般にわたり、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年3月に、大阪府教育庁が策定した「小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」を参考に、茨木市教育委員会は小中学校への携帯電話の持ち込みについて、令和2年3月に下記のとおりガイドラインを定めました。

つきましては、保護者のみなさまにもご理解をいただき、ご家庭でのご指導をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 携帯電話の持ち込みについて

- (1) 茨木市立小中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止とする。
- (2) 保護者から子どもに携帯電話を持たせたいと要望がある場合学校は保護者と相談し、特別な事情(※)と認められる場合に限り、携帯電話の持ち込みを許可する。  
※携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他やむを得ない事情がある場合。

#### 携帯電話の持ち込みを許可する場合の取扱いルールについて

- (1) 児童生徒は、校内で携帯電話を使用しない。(緊急時、学校が許可した場合は除く)
- (2) 児童生徒は、携帯電話を持ってきた場合、学校が定めた管理ルールに従う。
- (3) 学校は、児童生徒が携帯電話についての指導に従わない場合、携帯電話を学校で預かり、保護者に直接返却した上で、保護者と協力して指導を行う。
- (4) 学校は、児童生徒が登下校中に携帯電話を目的外で使用する、また、登下校時に危険となるような行為をした場合、持ち込みの許可を取り消すことがある。

#### ◆本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・フィーチャーフォンやスマートフォン(通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なもの)

問い合わせ先  
茨木市教育委員会 学校教育推進課

TEL 072-620-1683 (内線 3576)